

## 愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県知事（以下「知事」という。）の建設業の許可及び認可、浄化槽工事業の登録並びに解体工事業の登録（これらの許可及び登録の更新を含む。以下「建設業の許可等」という。）並びに愛媛県が発注する建設工事及び建設工事に関する調査・測量・設計業務（以下「県工事等」という。）から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(照会)

第2条 知事は、建設業の許可等を受けようとする者又は建設業の許可等を受けている者（以下「許可等対象者」という。）が次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）に該当するか否かを、愛媛県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、様式第1号により照会するものとする。

- (1) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（以下「役員等」という。）を含む。）が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人でその役員等、支配人又は支店若しくは営業所の代表者のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの
- (4) 個人で支配人又は支店若しくは営業所の代表者のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、建設業の許可等を受けた公共工事の受注者が、排除対象者に該

当する疑いがある旨の通報を受けた時は、当該受注者が排除対象者に該当するか否かを、本部長に対し、様式第1号により照会するものとする。

- 3 知事は、競争入札の参加資格者（以下「有資格業者」という。）若しくは有資格業者の経営者等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）又は有資格業者等の行為が、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）別表第2第4号(1)から(10)までに規定する事由（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について本部長に対し照会するものとする。
- 4 前3項の照会は、必要に応じて、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により行うこととする。

（回答又は通報）

第3条 本部長は、前条の規定により照会を受けたときは、遅滞なく知事に対し様式第2号により回答するものとする。

- 2 本部長は、許可等対象者が排除対象者に該当する旨の情報を入手したとき、又は有資格業者等の暴力団排除措置事由に係る事実に関する情報を入手したときは、知事に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。
- 3 本部長は、前2項の規定により、許可等対象者が排除対象者に該当する旨の回答若しくは通報又は有資格業者等の暴力団排除措置事由に係る事実に関する回答若しくは通報をした場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、知事に対し様式第4号により通報するものとする。

（報告）

第4条 県工事等の発注機関の長（以下「発注者」という。）は、有資格業者等又は有資格業者等の行為が、暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第5号により総務部行財政改革局行革分権課行政管理室に報告するものとする。

（暴力団の排除）

第5条 知事は、建設業の許可等に際しては、第3条第1項又は第2項の規定により、許可等対象者が排除対象者に該当する旨の回答又は通報を受けた場合は、建設業の許可等の拒否又は取消しを行うものとする。

2 知事は、第3条第1項又は第2項の規定に基づく回答又は通報により、有資格業者等が入札参加資格停止措置要綱第2条第1項の規定に該当すると認められる場合には、入札参加資格停止措置を行うものとする。

3 知事は、前2項の措置を行ったときは、すみやかに本部長に対し様式第6号により通知するものとする。

(相互協力等)

第6条 知事及び本部長は、建設業等から暴力団を排除するため、県内で営業する建設業の許可等を有する者の当該許可等の要件及び入札参加資格停止措置要件に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

2 発注者は、この要綱に基づく事務を行うに際し、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第7条 発注者は、県工事等の受注業者から暴力団等による不当要求その他の県工事等への介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該受注業者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。この場合において、必要があるときは、当該県工事等の工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

(情報の適正管理)

第8条 知事及び本部長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に係る用語については、本文中に規定されるものを除き、入札参加資格停止措置要綱及び「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱の取扱いについて」において定義されるものを準用する。

2 この要綱に定める知事の業務は次の各号に掲げる課又は室が、本部長の業務は警察本部刑事部組織犯罪対策課が所掌する。

- (1) 総務部行財政改革局行政管理室 第2条第3項、第5条第2項及び第3項（入札参加資格停止措置要綱に関するものに限る。）並びに第6条第1項（入札参加資格停止措置要綱に関するものに限る。）の業務
  - (2) 土木部土木管理局土木管理課 第2条第1項及び第2項、第5条第1項及び第3項（建設業の許可等に関するものに限る。）並びに第6条第1項（建設業の許可等に関するものに限る。）の業務
- 3 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と本部長との間で、その都度協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県警察本部長 様

愛媛県知事

照 会 書

愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第2条（第1項）  
（第2項）  
（第3項）の規定に基づき、

別紙（建設業者）  
（浄化槽工事業者）  
（解体工事業者）  
について照会しますので、

（排除対象者）  
（暴力団排除措置事由）  
に係る事実関係の有無を調査のうえ、回答願います。

注 不用の文字は、抹消すること。

別紙 1

照会 番号	フリガナ 商号又は名称	代表者	所在地	役職	フリガナ 氏名	生年月日	住所

※業者が複数ある場合は、欄を追加して記入のこと。

別紙 2

照会番号

商号 <sup>リ</sup> 又は名称 <sup>ナ</sup>	
代 表 者	
所 在 地	
暴力団排除 措置事由	入札参加資格停止措置要綱別表第2第4号（ ）
照 会 事 由	

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

回 答 書

年 月 日付け 第 号により照会のあった標記の件について、  
愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第3条第1項の規定に基づき下記のと  
おり回答します。

記

- 1 照会事項（照会番号）
- 2 調査結果

注 不用の文字は、抹消すること。

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

通 報 書

愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第3条第2項の規定に基づき、  
下記の業者について

〔 排除対象者 〕に該当する事実を確認したので、その旨を通報します。  
〔 暴力団排除措置事由 〕

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期

注 不用の文字は、抹消すること。

様式第4号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

通 報 書

愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第3条第3項の規定に基づき、  
下記の業者について

〔 排除対象者  
暴力団排除措置事由 〕 に該当する事実がなくなった旨を通報します。

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する事実がなくなったと認められる事由及び当該事由の消滅時期

注 不用の文字は、抹消すること。

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

行政管理室長 様

発注者名

報 告 書

愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第4条の規定に基づき、別紙の  
〔有資格業者等  
有資格業者等の行為〕が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるので  
調査願います。

注 不用の文字は、抹消すること。

様式第6号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県警察本部長 様

愛 媛 県 知 事

通 知 書

年 月 日付け 第 号により〔回答〕のあった標記の件について、  
〔通報〕

愛媛県建設工事等暴力団排除措置要綱第5条第3項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 該当業者の名称

2 業者の所在地

3 代表者の氏名

4 該当業者への措置

〔 建設業の許可等の拒否  
建設業の許可等の取消し 〕

注1 不用の文字は、抹消すること。

注2 入札参加資格停止措置要綱による措置の場合は、同要綱に定める様式第2号をもって通知したものとみなす。